

滋賀県市町村職員研修センター議会傍聴規則

〔平成14年5月8日滋賀県市町村職員研修センター議会規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定により、滋賀県市町村職員研修センターの議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 議会の会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、議場に入室しようとする際に、所定の傍聴人受付簿に氏名および住所を記載しなければならない。

(傍聴人の人数の制限)

第3条 傍聴希望者は、先着順に議場に入室することができるものとするが、傍聴希望者の人数が議場の広さに比べて多数であり、会議の運営に支障を生じるおそれがあると認められるときは、議長は、傍聴人の人数を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次のいずれかに該当する者は、議場に入室することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 私語をしたり、騒ぎ立てたりしないこと。
- (2) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 議場においては、係員の指示に従うこと。

(写真撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真撮影、録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(退場命令等)

第7条 議長は、傍聴人が前3条の規定に違反するときは、これを制止し、それに従わないときは、その傍聴人に議場からの退場を命ずることができる。

付 則

この規則は、平成 14 年 5 月 8 日から施行する。